

環境・エネルギープロジェクト形成促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 環境・エネルギープロジェクト形成促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。（以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、道内の事業者が開発した積雪寒冷地特有の製品や技術を核として、複数事業者が連携し、それぞれの製品や技術を組み合わせた新しい製品開発を支援することにより、本道環境産業の振興に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）
- (2) (1)に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）

(補助対象事業)

第4条 補助対象者が、道内の事業者が開発した製品や技術を核として、複数事業者が連携し、それぞれの製品や技術を組み合わせた新しい製品開発を行う事業で、次の対象分野のいずれか又は両方に該当する事業とする。

(1) 新エネルギー関連

（例：バイオディーゼル活用システム、雪氷冷熱・風力・太陽光・地中熱ヒートポンプなど）

(2) 省エネルギー関連

（例：高断熱・高气密住宅関連技術、寒冷地向け燃料電池、コージェネレーションシステム、LEDなど）

2 前項に定める事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 本事業の成果が、道内の事業者が開発した製品や技術の市場拡大に繋がることが見込まれる製品開発であること。
- (2) 複数の事業者が連携し、競争力強化を図る製品開発であること。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表に定めるものについては補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

また、補助率及び限度額については同表のとおりとする。

(事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

- 2 事業計画の提案は、知事に対して事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。

（事業計画の審査）

第7条 知事は、事業計画の認定を行うための審査機関として、環境・エネルギープロジェクト形成促進事業計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、第6条の規定により提案された事業計画について下記の観点より審査し、認定が適切と認められる事業計画を選考する。

(1) 業務遂行能力

- ①事業を実施するに必要かつ十分な体制となっていること。
- ②事業を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっていること。
- ③事業実施に必要な知見と経験を有していること。

(2) 事業計画内容

- ①課題の設定及び解決手段が妥当であること。
- ②複数事業者の製品や技術を効果的に組み合わせて競争力強化が図られること。
- ③事業の実現性、新規性及び市場性が高いこと。
- ④道内への波及効果が高いと見込まれること。

- 3 審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

（事業計画の認定）

第8条 知事は、審査委員会により選考された事業計画を認定するものとする。

- 2 知事は前項の場合において必要があるときは、事業計画に修正を加えて認定を行うことができる。
- 3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、知事に対し、別に指定する期日までに補助金の交付申請をしなければならない。

- 2 交付の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書（経済第1号様式（経済部が定める様式をいう。以下「経済第〇号様式」として同じ。））
- (2) 事業計画書（経済第2号様式）
- (3) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）
- (4) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (5) 事業予算書（経済第11号様式）
- (6) 資金収支計画書（経済第23号様式）

- 3 補助金の交付申請時に補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の63分の17に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、交付申

請時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、第9条第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助対象事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

（事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の経費の配分の変更）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式の補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント未満の変更の場合は、この限りではない。

（補助事業の内容の変更）

第14条 補助対象事業の内容を変更するときは、あらかじめ、経済第12号様式の補助事業等変更承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費における20パーセント未満の変更の場合（新たに補助対象となる構成事業を追加する場合及び補助対象事業の一部を中止（廃止）する場合を除く。）はこの限りではない。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。

（産業財産権等に関する届出等）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に環境・エネルギープロジェクト形成促進事業に係る産業財産権等取得等届出書（別記第2号様式）により知事に届出しなければならない。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（第11条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（経済第2号様式）
- (2) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (3) 補助金等精算書（経済第20号様式）
- (4) 事業精算書（経済第22号様式）
- (5) 第15条第3項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (6) その他知事が別に指示する書類

（消費税等）

第18条 補助事業者は、第9条第3項ただし書に該当する場合で、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

なお、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第19条 補助事業者は、当該補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、補助対象事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業の中に第15条第2項に規定する処分制限財産を有し、同条第4項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第20条 知事は、第17条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第21条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(事業化状況の報告)

第22条 補助事業者は、補助対象事業の完了年度の翌年度以降5カ年度について、各年度の4月30日までに、前年度における当該補助の対象となった事業の状況について、環境・エネルギープロジェクト形成促進事業に係る事業化等状況報告書(別記第4号様式)により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に、前項の報告に係る証拠書類の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は第1項の報告に係る証拠書類を、報告を行った年度終了後2年間保管しなければならない。

(収益納付)

第23条 知事は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助対象事業に基づく成果の他への供与により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を道に納付させることができるものとする。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる金額の合計は、補助金の確定額を上限とする。

(補助金の交付の条件)

第24条 知事が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第1項及び第3項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第25条 知事は、補助対象事業の名称、補助事業者名、所在市町村名、補助金額等を公表するものとする。

- 2 知事は、第17条及び第22条に規定する報告書を本道における環境産業の振興のため活用し、必要に応じて、補助事業者に成果等の発表を行わせることができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別 表 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助対象経費		補助率	限度額	
経費区分	対象経費			
製品 開発 費	(1) 原材料費・副材料費	補助対象経費 の1/2以内	1,500万円 以内	
	(2) 機械装置費			原材料及び副材料の購入費及びこれらに係る運賃
	(3) 技術導入費			機械、装置、工具、器具などの購入、借入、据付、試作、改修に要する経費
	(4) 特許実施費			技術指導に要する謝金及び旅費等の経費（注1）。
	(5) 外注委託費			特許を使用するための一時金などの経費（特許取得に係る経費を除く。）
	(6) その他			設計委託、外注加工、試験分析、市場調査、試作品の輸送等に要する経費
	その他知事が必要と認める経費			

（注1）道が別途委嘱する、複数の製品・技術の組み合わせで生じる技術面の課題解決を図ることを目的とした専門家（テクニカルコーディネーター）派遣に係る経費は除く。